

海外における地名の抜駆け商標出願・登録対策を体系的に盛り込んだ

「香川県知的財産推進プログラム」

を策定しました！

◆ 策定の背景と目的

本県では、商標など知的財産に対する関心や取り組みは一部の企業にとどまっており、経営戦略上も重視されていない状況です。また、国内外において製品の産地間競争が発生するとともに、中国や台湾において県内地名が抜駆け商標出願されるなどの問題が発生しています。

このため、本県の知的財産をめぐる現状を踏まえ、県や県内関係機関の知的財産に関する基本方針を示し、知的財産施策を整理して県民にわかりやすく周知して、本県産業の競争力の強化と持続的発展につなげていきます。

◆ 策定の経緯

本プログラムの検討にあたっては、アンケート調査や意見交換等による県内事業者の意見も踏まえ、関係機関や弁理士等で構成される有識者会議を設置して意見を聞くとともに、県庁内の関係部局での検討を重ね、この度、都道府県としては初めて海外における地名の抜駆け商標出願・登録対策を体系的に盛り込んだ「香川県知的財産推進プログラム」を策定しました。

◆ 「香川県知的財産推進プログラム」の概要

知的財産に関する取り組み等を取りまとめたプログラム本体と中国・台湾などにおける地名の抜駆け商標出願・登録対策について取りまとめた別冊で構成されています。「香川県知的財産推進プログラム」は香川県のホームページに掲載しています。

【ホームページアドレス<http://www.pref.kagawa.jp/shoko/shoukou/sesaku/chizai/8.htm>】

(香川県ホームページ → ビジネス情報 → 商工・労働・観光施策)

本プログラムは今後の社会情勢や施策の進捗状況を踏まえて、県庁内の連絡会議や新たに設置する県内関係機関等による連絡会議などにおいて検討を行い、適宜見直しを行います。

お問い合わせ先

香川県商工労働部産業政策課

糖質バイオ・知的財産グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10

TEL 087-832-3352 / FAX 087-806-0210